

船場都心居住促進地区地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準の一部を改正する要領

船場都心居住促進地区地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱実施基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 2 年 4 月 1 日 最近改正 <u>令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p>第 1 容積率制限の緩和</p> <p>船場都心居住促進地区（以下「本地区」という。）地区計画の区域内において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 3 第 1 項に規定する認定を受けることができる建築物は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>[1. ～ 3. 略]</p> <p>4. 建築物に設置すべき施設等</p> <p>（1）駐車施設</p> <p>[①・② 略]</p> <p>③ 駐車施設の構造については、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 13 条及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 20 年大阪市規則第 111 号）第 4 条から第 6 条までの規定を準用し、自動車に安全に駐車し、かつ、円滑に出入りすることができるものとする。</p> <p>（2）駐輪施設等</p> <p>[①～③ 略]</p> <p>④ 駐輪施設等の構造</p> <p>自転車及び原動機付自転車については「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」（平成 22 年大阪市条例第 4 号）第 12 条及び「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則」（平成 22 年大阪市規則第 20 号）第 5 条の規定、自動二輪車については「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」第 13 条及び「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則」（平成 20 年大阪市規則第 111 号）第 4 条から第 6 条までの規定を準用し、自転車及び単車が安全に駐車し、かつ、円滑に出入りすることができるものとする。</p> <p>[（3） 略]</p> <p>[5. 略]</p> <p>第 2 法第 56 条による高さ制限の緩和</p>	<p style="text-align: center;">船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱実施基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 2 年 4 月 1 日 最近改正 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u></p> <p>第 1 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[1. ～ 3. 同左]</p> <p>4. [同左]</p> <p>（1）[同左]</p> <p>[①・② 同左]</p> <p>③ 駐車施設の構造については、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 8 条及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 20 年大阪市規則第 111 号）第 4 条から第 6 条までの規定を準用し、自動車に安全に駐車し、かつ、円滑に出入りすることができるものとする。</p> <p>（2）[同左]</p> <p>[①～③ 同左]</p> <p>④ [同左]</p> <p>自転車及び原動機付自転車については「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」（平成 22 年大阪市条例第 4 号）第 12 条及び「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則」（平成 22 年大阪市規則第 20 号）第 5 条の規定、自動二輪車については「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」第 8 条及び「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則」（平成 20 年大阪市規則第 111 号）第 4 条から第 6 条までの規定を準用し、自転車及び単車が安全に駐車し、かつ、円滑に出入りすることができるものとする。</p> <p>[（3） 同左]</p> <p>[5. 同左]</p> <p>第 2 [同左]</p>

<p>本地区地区計画の区域内において、法第 68 条の 3 第 4 項に規定する許可を受けることができる建築物は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>[1.・2. 略]</p> <p>3. 立面投影面積の検討</p> <p>総合設計許可基準「<u>第 4 1. (1)</u> 立面投影面積による検討」の規定を準用する。</p>	<p>[同左]</p> <p>[1.・2. 同左]</p> <p>3. [同左]</p> <p>総合設計許可基準「<u>第 4 1.</u> 立面投影面積による検討」の規定を準用する。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。